

# 大分県報

令和五年  
第四三三三  
八月八日

（火曜日）

## 目次

### 告示

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 救急病院等の認定                 | 一 |
| 救急病院の認定辞退                | 一 |
| 母子父子寡婦福祉資金未収金回収業務委託      | 一 |
| 指定希少野生動物植物の指定            | 二 |
| 指定希少野生動物植物の指定の解除         | 二 |
| 指定希少野生動物植物の指定に関する告示の一部改正 | 二 |
| 肥料の登録の有効期間の更新            | 二 |
| 肥料の登録の失効                 | 三 |
| 特定漁港漁場整備事業計画変更書の案        | 三 |
| 道路区域の変更                  | 三 |
| 道路の供用開始（二件）              | 四 |
| 内水面漁場管理委員会告示             | 四 |
| こいの持ち出しの制限               | 四 |
| こいの放流の制限等                | 四 |
| 落札者等の公示（二件）              | 五 |
| 土地改良区の役員の見直し（二件）         | 五 |
| 土地改良区の役員の見直し             | 七 |
| 競争入札参加者の資格に関する告示         | 七 |
| 一般競争入札の実施                | 八 |

### ○告示

### 大分県告示第三百四十五号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の医療機関を消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第九項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として認定した。

令和五年八月八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

| 救急病院・救急診療所の別 | 名称         | 所在地             | 認定期間                  |
|--------------|------------|-----------------|-----------------------|
| 救急病院         | 曾根病院       | 佐伯市長島町二一八―二四    | 令五・八・一から<br>令八・七・三二まで |
| 救急病院         | 福島病院       | 豊後大野市三重町市場二二三番地 | 令五・八・一から<br>令八・七・三二まで |
| 救急病院         | 大分県済生会日田病院 | 日田市大字三和六四三番地の七  | 令五・八・一から<br>令八・七・三二まで |
| 救急病院         | 川島整形外科病院   | 中津市大字宮夫一四番地一    | 令五・八・一から<br>令八・七・三二まで |

### 大分県告示第三百四十六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条第二項の規定により、次の医療機関から救急病院の認定を辞退する旨の届出があった。

令和五年八月八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

| 救急病院・救急診療所の別 | 名称     | 所在地         | 辞退効力の発生日 |
|--------------|--------|-------------|----------|
| 救急病院         | 永富記念病院 | 大分市大字玉沢七八番地 | 令五・二・三一  |

### 大分県告示第三百四十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次の

とおり大分県母子父子寡婦福祉資金未収金回収業務を委託した。  
令和五年八月八日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 受託者の住所及び名称  
東京都港区芝浦三丁目十六番二十号  
ニッテレ債権回収株式会社  
代表取締役 長 岡 智 重

二 委託期間  
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

大分県告示第三百四十八号

大分県希少野生動物植物の保護に関する条例（平成十八年大分県条例第十四号）第九条第一項の規定により、次のとおり希少野生動物植物を指定する。

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

指定希少野生動物植物  
ツクシカイドウ（バラ科）  
ワタナベソウ（ユキノシタ科）  
アリアケスジシマドジョウ（ドジョウ科）  
附 則

この告示は、令和五年十月一日から施行する。

大分県告示第三百四十九号

大分県希少野生動物植物の保護に関する条例（平成十八年大分県条例第十四号）第九条第八項の規定により、次のとおり指定希少野生動物植物の指定を解除する。

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

指定を解除する指定希少野生動物植物  
オオイタシロギセル（キセルガイ科）  
タケノコギセル（キセルガイ科）

大分県告示第三百五十号

指定希少野生動物植物の指定に関する告示（令和元年大分県告示第四十九号）の一部を次のように改正する。  
令和五年八月八日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

指定希少野生動物植物中「ヤマガチサンショウウオ」の下に「(ニホウサンショウウオ)」を加える。

大分県告示第三百五十一号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。  
令和五年八月八日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

| 登録番号      | 肥料の種類     | 肥料の名称        | 保証成分量 (%)                                | その他の規格                                      | 生産業者の氏名又は名称及び住所                 | 登録有効期限  |
|-----------|-----------|--------------|--|---|---------------------------------|---------|
| 大分県肥第九〇三号 | 炭酸カルシウム肥料 | 五三・炭酸カルシウム肥料 | アルカリ分五三・〇                                | その他の制限事項は、公定規格のとおり                          | 津久見ドロマイト工業株式会社<br>津久見市合ノ元町五番一八号 | 令一・三・五  |
| 大分県肥第八六三号 | 副産肥料      | 二〇・副産塩基性苦土肥料 | く溶性苦土二〇・〇                                | 使用される原料、含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり | 江藤石灰工業株式会社<br>宮崎県都城市金田町一九四九番地六  | 令八・六・一四 |
| 大分県肥第九五〇号 | 副産動物物質肥料  | 醗酵副産肥料一号     | 窒素全量一〇・〇<br>加里全量一〇・〇<br>窒素全量五・三<br>りん酸全量 | その他の規格該当なし                                  | 菱東肥料株式会社<br>大分市豊海三丁目三番一号        | 令一・四・四  |
| 大分県肥第九五〇号 | なたね油かす及び  | くみあい五・       | 窒素全量五・三<br>りん酸全量                         | その他の規格                                      | 片倉コープアグリ株式会社                    | 令一・一・   |

|  |           |            |   |                                     |                                    |          |
|--|-----------|------------|---|-------------------------------------|------------------------------------|----------|
| 登録番号   | 肥料の       | 肥料の        | 保証<br>成分量   | その他                                 | 生産業者の<br>氏名又は                      | 失効       |
|  |           |            |   |                                     | 佐藤樹一郎                              |          |
| <p>大分県告示第三百五十二号</p> <p>肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定により、次のとおり肥料の登録は失効した。</p> <p>令和五年八月八日</p>  |           |            |   |                                     |                                    |          |
| 大分県肥第一一三八号   | 混合有機質肥料   | 八三〇有混      | 窒素全量八・〇<br>りん酸全量三・〇                               | 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり | 片倉コープアグリ株式会社<br>東京都千代田区九段北一丁目八番一〇号 | 令八・五・二六  |
| 大分県肥第一一六号  | 混合有機質肥料   | 一一・五LM有混   | 窒素全量一・五   | 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり | 片倉コープアグリ株式会社<br>東京都千代田区九段北一丁目八番一〇号 | 令一一・六・五  |
| 大分県肥第一〇五二号   | 混合石灰肥料    | COA（E）     | アルカリ成分五二・〇<br>く溶性苦土八・〇<br>く溶性マンガン二・四<br>く溶性ほう素一・五 | 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり | 古手川産業株式会社<br>津久見市合ノ元町一番四号          | 令一一・三・三〇 |
| 大分県肥第一〇四四号   | 混合有機質肥料   | 混合有機質肥料四号  | 窒素全量四・〇<br>りん酸全量四・〇                               | 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり | 片倉コープアグリ株式会社<br>東京都千代田区九段北一丁目八番一〇号 | 令八・五・三〇  |
| 一〇〇八号  | その粉末      | 三粒状<br>菜種粕 | 二・〇<br>加里全量一・〇                                    | 該当なし                                | 東京都千代田区九段北一丁目八番一〇号                 | 二・二五     |
| <p>大分県告示第三百五十三号</p> <p>漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第十一項の規定により、特定漁港漁場整備事業計画変更書の案を次のとおり縦覧する。</p> <p>なお、当該特定漁港漁場整備事業計画変更書の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。</p> <p>令和五年八月八日</p> <p>大分県知事 佐藤樹一郎</p> |           |            |   |                                     |                                    |          |
| 大分県肥第一〇九一号   | 消石灰       | 七〇消石灰      | アルカリ成分七〇・〇  | その他の規格該当なし                          | 誠信産業株式会社<br>岐阜県羽鳥市足近町南宿一五六番地一      | 令五・六・九   |
| 大分県肥第九〇一号  | 炭酸カルシウム肥料 | 一〇・炭酸苦土石灰  | アルカリ成分五五・〇<br>く溶性苦土一〇・〇                           | その他の制限事項は、公定規格のとおり                  | 津久見ドロマイト工業株式会社<br>津久見市合ノ元町五番一八号    | 令五・三・四   |
| <p>大分県告示第三百五十四号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。</p> <p>その関係図面は、令和五年八月八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>令和五年八月八日</p> <p>大分県知事 佐藤樹一郎</p>                             |           |            |   |                                     |                                    |          |
| <p>一 縦覧に供する書類の名称<br/>中津地区特定漁港漁場整備事業計画変更書の案</p> <p>二 縦覧の期間<br/>令和五年八月八日から<br/>令和五年八月二十八日まで</p> <p>三 縦覧の場所<br/>大分県農林水産部漁港漁村整備課及び中津市産業経済部林業水産課</p>  |           |            |   |                                     |                                    |          |

令和五年八月八日

大分県報（告示）

| 道路の種類及び路線名 | 区間   | 区域変更前後別 | 敷地の幅員                     | 延長            |
|------------|--|---------|---------------------------|---------------|
| 県道庄内久住線    | 竹田市直入町大字下田北字松山<br>三七二四番五から<br>竹田市直入町大字下田北字松山<br>三七二六番五まで | 前       | メートル<br>三〇・四<br>～<br>一一・五 | メートル<br>一一〇・〇 |
|            |  | 後       | 二七・七<br>～<br>一一・五         | 一一〇・〇         |

大分県告示第三百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年八月八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年八月八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

| 道路の種類及び路線名 | 供用開始区間   | 供用開始年月日 |
|------------|--|---------|
| 県道庄内久住線    | 竹田市直入町大字下田北字浦山三〇六七番四から<br>竹田市直入町大字下田北字松山三七三〇番五まで | 令五・八・八  |

大分県告示第三百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年八月八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年八月八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

| 道路の種類及び路線名 | 供用開始区間                                  | 供用開始年月日 |
|------------|---|---------|
| 県道佐伯蒲江線    | 佐伯市大字堅田字下一二四三番二から<br>佐伯市大字堅田字トウ鼻九〇五番三まで | 令五・八・八  |

○内水面漁管委告示

大分県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、次のとおり指示する。

令和五年八月八日

大分県内水面漁場管理委員会会長 岩本郁生

一 指示の内容

公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において、コイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められた場合は、当該水域においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、こいを持ち出して他の水域に放流してはならない。

この場合、知事は、当該水域の範囲について速やかに公表するものとする。

二 指示の期間

令和五年九月一日から令和六年八月三十一日まで

大分県内水面漁場管理委員会告示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、次のとおり指示する。

令和五年八月八日

大分県内水面漁場管理委員会会長 岩本郁生

一 指示の内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において捕獲したこいをその場で再び放す場合を除き、次のことを遵守すること。

1 次に掲げる要件の全てに該当するこいでなければ、県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面にこいを放流してはならない。

(一) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水域（発生確認後、持続的養殖生産確

保法（平成十一年法律第五十一号）による適切な処理がまだ終了していない養殖場及び個人の池を含む。）のこいでないこと。

(二) PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）を受け、その結果コイヘルペスウイルスが検出されていないこいであること。

2 生死を問わず、公共用水面及びこれと連接一体を成す水面にこいを遺棄してはならない。

二 指示の期間

令和五年九月一日から令和六年八月三十一日まで

## ○公 告

次のとおり落札者等について公示する。

令和五年八月八日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 落札に係る物品等の名称及び数量

消防防災ヘリコプター 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県生活環境部防災局消防保安室消防班

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

令和五年六月六日

四 落札者の氏名及び住所

川崎重工業株式会社 代表取締役 橋 本 康 彦

兵庫県神戸市中央区東川崎町三丁目一番一号

五 落札金額

十八億五千三百五十万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和五年四月二十五日

次のとおり落札者等について公示する。

令和五年八月八日

大分県立病院長 佐 藤 昌 司

一 落札に係る物品等の名称及び数量

第三期病院総合情報システム（基幹ネットワーク）一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県立病院情報システム管理室

大分市豊饒二丁目八番一号

三 落札者を決定した日

令和五年七月十二日

四 落札者の氏名及び住所

富士通Japan株式会社 九州南部公共ビジネス部 部長 吉 川 健 治

大分市東春日町十七番五十八号

五 落札金額

一億二千二百九十九万九千八百円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

七 総合評価一般競争入札の公告をした日

令和五年六月十六日

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、小田井堰土地改良区（佐伯市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和五年八月八日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

(退任役員)

| 役名 | 氏名 | 住 所 |
|----|----|-----|
|----|----|-----|

|    |        |                |
|----|--------|----------------|
| 理事 | 加藤 宗 義 | 佐伯市弥生大字小田三八三番地 |
|----|--------|----------------|

|   |        |              |
|---|--------|--------------|
| 〃 | 須平 洋 一 | 〃 大字鶴望二九八三番地 |
|---|--------|--------------|

|   |        |               |
|---|--------|---------------|
| 〃 | 清田 武 春 | 〃 鶴岡町三丁目一〇番六号 |
|---|--------|---------------|

|   |        |              |
|---|--------|--------------|
| 〃 | 戸坂 春 夫 | 〃 大字鶴望二七三五番地 |
|---|--------|--------------|



|   |        |   |             |
|---|--------|---|-------------|
| 〃 | 廣池 定義  | 〃 | 三光原口四七四番地   |
| 〃 | 中 眞一   | 〃 | 大字相原三五八二番地  |
| 〃 | 平井 正史  | 〃 | 大字加来一三三三番地一 |
| 〃 | 末廣 勇   | 〃 | 大字上池永七〇八番地  |
| 〃 | 今井 順一  | 〃 | 大字上如水八一九番地三 |
| 〃 | 長久 清   | 〃 | 大字福島一九二番地   |
| 〃 | 上ノ段 重男 | 〃 | 大字田尻六六五番地   |
| 〃 | 小畑 貢   | 〃 | 大字諸田七七六番地   |
| 〃 | 友松 光廣  | 〃 | 大字犬丸二六四番地六  |
| 〃 | 西野 東   | 〃 | 三光土田一番地一    |
| 〃 | 宮久 昭人  | 〃 | 大字定留三二六番地   |
| 〃 | 清水 匡   | 〃 | 大字上池永三三六番地一 |

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、院内土地改良区（宇佐市）から、就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。  
令和五年八月八日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

（就任役員）

|    |      |               |
|----|------|---------------|
| 役名 | 氏名   | 住所            |
| 監事 | 衛藤 強 | 宇佐市院内町大門一四三番地 |

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。  
令和五年八月八日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 調達をする物品等の種類

二 教育用コンピュータ式

二 競争入札の参加者資格

次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は大分県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班  
〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号  
電話 ○九九七（五〇六）二九六五

3 申請の時期

令和五年八月八日（火曜日）から同月二十四日（木曜日）までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和六年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和六年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合

(三) 資格審査の申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和5年8月8日

大分県知事 佐藤 樹一郎

1 競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の種類及び数量

教育用コンピュータ 一式

(2) 納入期限

令和5年12月22日（金）

(3) 納入場所

大分県知事が指定する場所

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年大分県告示第326号）第1条に規定する入札参加資格を取得している者であること。

(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。

(4) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。

(5) この公告の日から11に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

(6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会連念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者



|  |   |
|--|---|
| <p>3 入札参加申請の方法及び期間</p> <p>大分県物品等電子入札システム（以下「物品等電子入札システム」という。）により入札参加申請を、令和5年8月8日（火）午前10時から同年9月14日（木）午前10時までに行うこと。</p> <p>なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札参加届出書（大分県物品等電子入札システム運用基準（以下「運用基準」という。）様式第5号）」を、令和5年9月14日（木）午前10時（必着）までに持参又は郵送（書留郵便）により提出先に提出すること。</p> <p>提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班<br/>〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号<br/>電話 097-506-2957</p> <p>4 入札参加資格のない者で入札を希望する者の手続<br/>競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 申請の時期<br/>令和5年8月8日（火）から同月24日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手方法<br/>大分県ホームページより申請書類をダウンロードし、又は(3)にて交付を受けること。<br/>URL <a href="https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html">https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html</a></p> <p>(3) 申請書類の提出先<br/>大分県会計管理局用度管財課物品調達班<br/>〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号<br/>電話 097-506-2965</p> <p>なお、郵送のほか電子による提出もできるものとする。</p> <p>5 契約に関する事務を担当する部局の名称<br/>大分県会計管理局用度管財課物品調達班<br/>〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号<br/>電話 097-506-2957</p> <p>6 契約条項を示す場所及び日時</p> | <p>大分県ホームページ及び物品等電子入札システム上に令和5年9月21日（木）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。</p> <p>7 物品等電子入札システムの利用<br/>本案件は、物品等電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか運用基準による。</p> <p>なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を10に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。</p> <p>8 物品等電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨<br/>(1) 使用言語 日本語<br/>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>9 物品等電子入札システムによる入札金額の入力期間<br/>入札参加申請が承認された時から令和5年9月21日（木）午前10時まで</p> <p>10 紙による入札参加を希望する場合は入札書の提出場所及び提出期限<br/>(1) 提出場所 大分県会計管理局用度管財課物品調達班<br/>(2) 提出期限 令和5年9月20日（水）午後5時までに必着のこと。</p> <p>11 物品等電子入札システムによる開札<br/>開札予定日時 令和5年9月21日（木）午前10時30分</p> <p>12 再入札<br/>開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、入札金額入力期限、開札日時及び最低入札価格を別途通知する。</p> <p>13 入札保証金に関する事項<br/>見積総額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>14 契約保証金に関する事項<br/>契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に果を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。<br/>(2) 過去2年間に国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第</p> |
|--|---|

118号) 第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。) と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

15 入札の無効

大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号) 第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再入札に参加することができない場合がある。

- (1) 金額の記載がないもの
- (2) 入札に関する条件に違反したもの
- (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。
- (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。

16 最低制限価格に関する事項

設定しない。

17 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、物品等電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。

18 その他

この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。

19 Summary

(1) One set of Computer for Education

(2) Time limit for tender  
10 : 00 a.m. 21 September, 2023

(3) Management Bureau Address  
Property Management Division

Oita Prefectural Government  
3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8501

TEL 097-506-2957